

4 屋外広告物に関する行為の制限（法第8条第2項第4号イ）

屋外広告物は、景観形成上、重要な要素であるため、重点届出区域において、景観法第8条第2項第4号イの「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めるほか、屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物についても、良好な景観形成に支障を及ぼすおそれのある行為として都市景観条例の届出の対象とし、重点的な景観形成を図ります。

なお、まちなみ創造区域（御堂筋デザインガイドライン地区）については、「御堂筋デザインガイドライン」によるものとします。

（1）屋外広告物に関する基本方針

屋外広告物は、まちの情報を広く提供し、経済活動の円滑化に不可欠なものである一方、都市景観に影響を与える重要な要素でもあります。無秩序な状態で氾濫すると、街の美観や自然の風致を損なうことにもなりかねません。逆にデザインの的に配慮された広告物を計画的に配置することにより、風格の創出だけでなく、秩序あるにぎわい景観を生み出すこと等も可能です。

そこで、屋外広告物が、重点届出区域のそれぞれの地区の方針を踏まえ、良好な景観を形成していく上で重要な役割を果たすべく、以下の考え方に基づいた屋外広告物の設置等に関する基準を定め、風格の創出やにぎわい形成など、地域固有の特性に応じた都市景観を形成していくことを推進していきます。

【景観誘導の考え方】

○良好なまちなみの形成に資するものとなるようデザイン性の高いものを誘導

- ・特に、周辺景観への影響の大きい高層部に設置される屋上広告物は、周辺との調和に配慮した形態意匠を誘導する。
- ・周辺景観への影響の大きい中高層部に設置される壁面広告物や突出広告物は、にぎわい形成に資する低層部への設置を誘導する。
- ・地域の特性を踏まえ、風格の創出やまちの活性化等を意識し、さらにきめ細やかな景観コントロールを行う。

【屋外広告物に関する景観誘導のイメージ】



(2) 事前協議等の対象となる行為、範囲及び種類

- ・屋外広告物の事前協議、許可申請及び届出の対象となる行為は次のとおりです。

【都市景観条例に基づく事前協議】

重点届出区域内での新設又は変更（意匠のみの変更を含む。）

【屋外広告物条例に基づく許可申請（新規及び変更）】

屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の規定によるもの

【都市景観条例に基づく届出】

重点届出区域内での新設又は変更（意匠のみの変更を含む。）のうち、屋外広告物条例に基づく許可申請（新規及び変更）以外のもの

- ・重点届出区域の各地区の対象範囲は次のとおりです。

【御堂筋地区・堺筋地区・四つ橋筋地区・なにわ筋地区・国道2号地区】

当該街路に面する敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります。

ただし、当該街路から視認できないものを除きます。

【土佐堀通地区】

当該街路に面する敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります。

ただし、当該街路の南側敷地内の、当該街路から視認できないものを除きます。

【中之島地区】

当該地区内の敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象となります。

・対象となる屋外広告物の種類

種 類	備 考
屋上広告物	屋上広告塔、屋上広告板、その他これらに類するもの
壁面広告物	壁面広告板、広告幕、ガラス面に貼付するもの、 はり紙、その他これらに類するもの
地上広告物	地上広告塔、地上広告板、立看板、その他これらに類するもの
突出広告物	突出看板、バナー広告、その他これらに類するもの

・対象とならない屋外広告物の種類（設置不可）

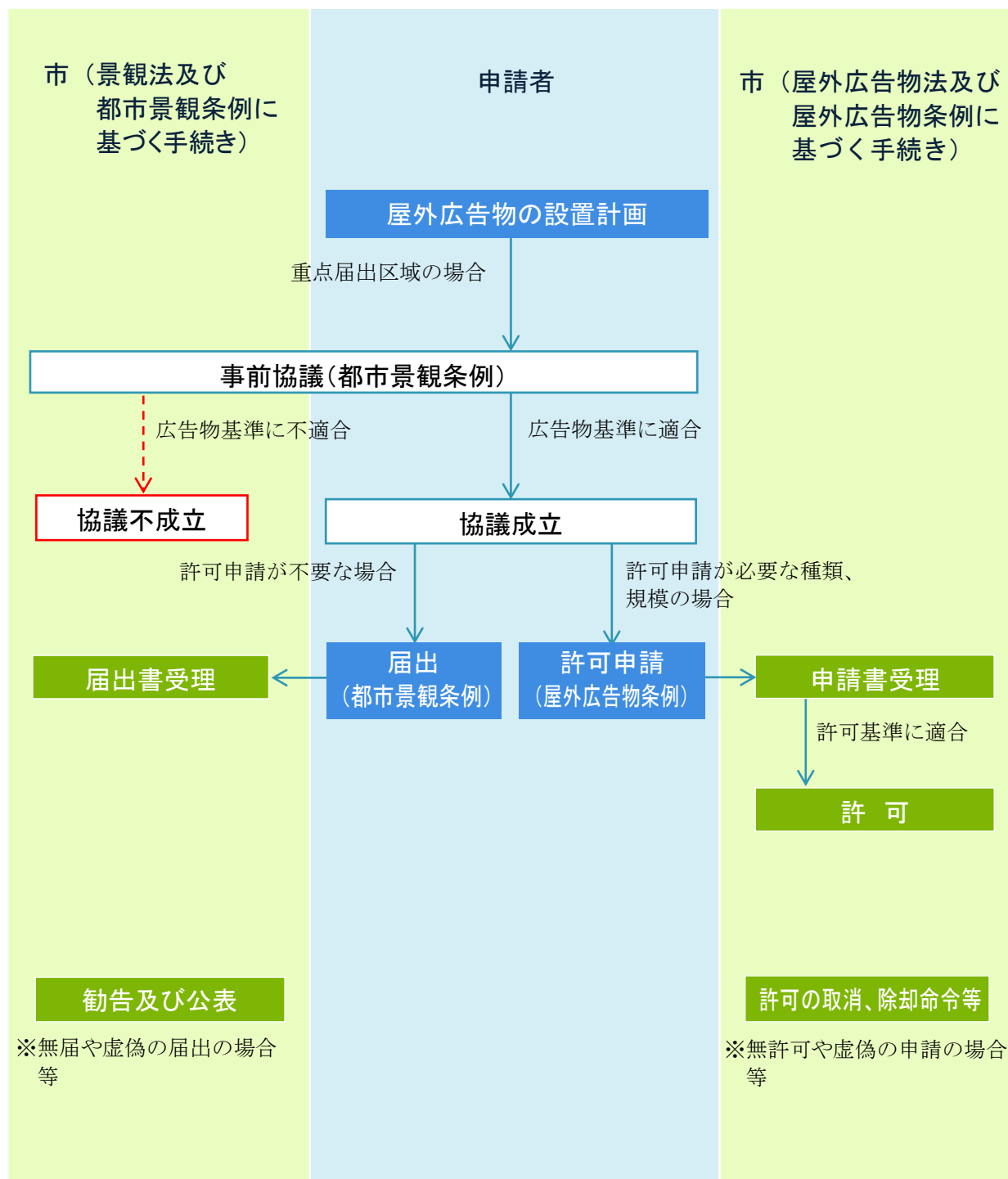
種 類	備 考
地上広告物	広告旗（のぼり）
その他	アドバルーン

※上記定めにはないものは個別協議を行う。

（３）屋外広告物の許可申請・届出までの流れ

重点届出区域内においては、屋外広告物条例に基づく許可申請及び都市景観条例に基づく届出の前の段階で、屋外広告物の意匠、設置位置、及び大きさ等に関する事前協議を行います。

申請又は届出内容が広告物基準に適合しない場合は、勧告及び公表等の対象となります。



(4) 広告物基準

地域の特性をいかした景観形成を図るため、景観構造の特性を踏まえるとともに、景観形成方針に沿った計画とする。

1) 御堂筋地区

	大阪駅前～土佐堀通	長堀通以南
意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、風格ある御堂筋沿道にふさわしい落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。	
屋上広告物	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。
	・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	
壁面広告物	・中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名	—

	称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ 10m を超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。	
壁面広告物	建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、外壁面積の 10 分の 1 以内とする。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面については、表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、建築物の高さが 10m 以下の部分へはその部分の外壁面積の 10 分の 1 以内、建築物の高さが 10m を超える部分へはその部分の外壁面積の 10 分の 1 以内とする。	建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50 m²以内とし、かつ、建築物の高さが 10m 以下の部分へはその部分の外壁面積の 3 分の 1 以内、建築物の高さが 10m を超える部分へはその部分の外壁面積の 10 分の 1 以内とする。ただし、建築物の高さが 10m 以下の部分への設置については、特に秩序ある配置、デザインとするよう努める。
	- 建築物の間口が 80m を超える建築物については、建築物の間口が 80m を超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 - 外壁面からの出幅は、30 cm 以内とする。	
地上広告物	- 地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m 以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m 以内とする。 - 表示面積は、1 面につき 5 m²以内とする。 - 表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が 1,000 m²を超える場合は、敷地面積の 100 分の 1 以内とすることができる。 - 道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 - 通行の妨げにならないものとする。	
突出広告物	- 歩道への突出幅は、1 m 以内とする。 - 歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m 以上とする。ただし、歩道への突出幅が 0.8m 以内のものにあっては、2.5m 以上とすることができる。 - 複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。	
その他	- 点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 - 暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 - ガラス面については、建築物の高さが 10m 以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。	

(留意事項)

- 他の重点届出区域、広告物景観形成地区又は屋外広告物ガイドプラン指定地区と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。ただし、屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区と重複する敷地については、当該街路に面する面は重点届出区域の基準を、道頓堀川又は道頓堀通に面する面は屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区の基準を優先する。
- 屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

2) 堺筋地区

	土佐堀通～長堀通	長堀通以南
意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。	
屋上広告物	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	
壁面広告物	・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。	・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の3分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。ただし、建築物の高さが10m以下の部分への設置については、特に秩序ある配置、デザインとするよう努める。
	・建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 ・外壁面からの出幅は、30cm以内とする。	
地上広告物	・地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。	

	・表示面積は、1面につき5㎡以内とする。 ・表示面積の合計は、10㎡以内とする。ただし、敷地面積が1,000㎡を超える場合は、敷地面積の100分の1以内とすることができる。 ・道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	・歩道への突出幅は、歩道幅4m以上の場合1.2m以内、歩道幅4m未満の場合0.8m以内とする。 ・歩道に突出する部分の下端の高さは、3m以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅4m以上では0.9m以内、歩道幅4m未満では0.6m以内のものにあつては、2.5m以上とすることができる。 ・複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	・点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・他の重点届出区域、広告物景観形成地区又は屋外広告物ガイドプラン指定地区と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。ただし、屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区と重複する敷地については、当該街路に面する面は重点届出区域の基準を、道頓堀川又は道頓堀通に面する面は屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区の基準を優先する。
- ・屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

3) 四つ橋筋地区

意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
屋上広告物	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
壁面広告物	・中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。 ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面については、表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。 ・建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 ・外壁面からの出幅は、30cm以内とする。

地上広告物	・ 地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 ・ 表示面積は、1 面につき 5 m²以内とする。 ・ 表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が 1,000 m²を超える場合は、敷地面積の 100 分の 1 以内とすることができる。 ・ 道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・ 通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	・ 歩道への突出幅は、歩道幅 4 m 以上の場合 1.2m 以内、歩道幅 4 m 未満の場合 0.8m 以内とする。 ・ 歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m 以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅 4 m 以上では 0.9m 以内、歩道幅 4 m 未満では 0.6m 以内のものにあつては、2.5m 以上とすることができる。 ・ 複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	・ 点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ 暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ ガラス面については、建築物の高さが 10m 以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・ 他の重点届出区域又は屋外広告物ガイドプラン指定地区と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。ただし、屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区と重複する敷地については、当該街路に面する面は重点届出区域の基準を、道頓堀川に面する面は屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区の基準を優先する。
- ・ 屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

4) なにわ筋地区

意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
屋上広告物	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
壁面広告物	・中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。 ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面については、表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。 ・建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 ・外壁面からの出幅は、30cm以内とする。

地上広告物	・ 地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 ・ 表示面積は、1 面につき 5 m²以内とする。 ・ 表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が 1,000 m²を超える場合は、敷地面積の 100 分の 1 以内とすることができる。 ・ 道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・ 通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	・ 歩道への突出幅は、歩道幅 4 m 以上の場合 1.2m 以内、歩道幅 4 m 未満の場合 0.8m 以内とする。 ・ 歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m 以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅 4 m 以上では 0.9m 以内、歩道幅 4 m 未満では 0.6m 以内のものにあつては、2.5m 以上とすることができる。 ・ 複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	・ 点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ 暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ ガラス面については、建築物の高さが 10m 以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・ 他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。
- ・ 屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

5) 土佐堀通地区

意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみ、水辺景観や建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な道路からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
屋上広告物	・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。ただし、谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地の、建築物の北面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
壁面広告物	・谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地の、建築物の北面への表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。 ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。ただし、谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地の、建築物の北面については、表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。 ・建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。

	できる。 ・ 外壁面からの出幅は、30 cm以内とする。
地上広告物	・ 地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5 m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 ・ 表示面積は、1 面につき 5 m²以内とする。 ・ 表示面積の合計は、10 m²以内とする。ただし、敷地面積が 1,000 m²を超える場合は、敷地面積の 100 分の 1 以内とすることができる。 ・ 道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・ 通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	・ 歩道への突出幅は、歩道幅 4 m 以上の場合 1.2m 以内、歩道幅 4 m 未満の場合 0.8m 以内とする。 ・ 歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m 以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅 4 m 以上では 0.9m 以内、歩道幅 4 m 未満では 0.6m 以内のものにあつては、2.5m 以上とすることができる。 ・ 複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	・ 点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ 暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ ガラス面については、建築物の高さが 10m 以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・ 他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。
- ・ 屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

6) 国道2号地区

意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、明度の高いものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
その他	・暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。

(留意事項)

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。
- ・屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。

7) 中之島地区

意匠等 【共通(その他を除く。)]	・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 ・周辺のまちなみ、水辺景観や建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に設置するよう努める。 ・照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、景観上主要な視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。 ・広告物の意匠等は、次の各号を満たすよう努める。 - ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 - イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 - ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 - エ 地色は、壁面と同系色とする。 - オ 高彩度の利用を抑える。 - カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 - キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 - ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。
屋上広告物	・表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。 ・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 ・広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和（ただし、原則6m以内）することができる。 ・照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。
壁面広告物	・表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。 ・建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。 ・建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 ・外壁面からの出幅は、30cm以内とする。
地上広告物	・地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 ・表示面積は、1面につき5㎡以内とする。 ・表示面積の合計は、10㎡以内とする。ただし、敷地面積が1,000㎡を超える場合は、敷地面積の100分の1以内とすることができる。

	・道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 ・通行の妨げにならないものとする。
突出広告物	・歩道への突出幅は、歩道幅4m以上の場合1.2m以内、歩道幅4m未満の場合0.8m以内とする。 ・歩道に突出する部分の下端の高さは、3m以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅4m以上では0.9m以内、歩道幅4m未満では0.6m以内のものにあつては、2.5m以上とすることができる。 ・複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。
その他	・暫定利用、イベント対応時について、別に定めがある場合は、これによるものとする。 ・ガラス面については、建築物の高さが10m以下の部分へ設置する広告物で、外観と一体的にデザインされたもののみ設置することができる。 ・点滅又は回転等をしないこと。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。

(留意事項)

- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。
- ・屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。